

青森県報

第二千六百八十二号

平成十八年
九月二十日
(水曜日)

目次

告 示

介護保険法による居宅サービス事業者の指定……………(高齢福祉課) ……一

介護保険法による介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……一

特定第二号漁業者の漁獲共済加入義務の発生……………(団体経営改善課) ……二

公 告

県有地の売却に係る一般競争入札……………(経 理 課) ……二

右 同……………(同) ……三

選挙管理委員会

選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数……………(事務局) ……三

正 誤

平成十八年六月三十日定例規則中……………(みらい課) ……四

告 示

青森県告示第六百八十三号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり居宅サービス事業を行う者を指定したので、同法第七十八条第一号の規定に

より公示する。

平成十八年九月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定居宅サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	居宅サービスの種類	名称	所在地	指定期間
有限会社 あい	西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字宇名原二六三	通所介護	あい接骨センター	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字下富田五三三の一	平成 一六・八・三	
社会福祉 法人楽晴社	三沢市大町二丁目六の二七	特定施設 入居者生活	松園ケアラウンジ・スカイ	三沢市松園町二丁目七の一五	"	
有限会社 ルーツ	北津軽郡中泊町大字今泉字神山一四一	訪問介護	訪問介護ステーションやまなみ	北津軽郡中泊町大字今泉字神山一四一の一	"	

青森県告示第六百八十四号

介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第五十三条第一項本文の規定により、次のとおり介護予防サービス事業を行う者を指定したので、同法第一百五十九条の九第一号の規定により公示する。

平成十八年九月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

指定介護予防サービス事業者	名称又は氏名	主たる事務所の所在地又は住所	介護予防サービスの種類	名称	所在地	指定期間
有限会社 あい	西津軽郡鰺ヶ沢町大字赤石町字宇名原二六三	通所介護	あい接骨センター	西津軽郡鰺ヶ沢町大字舞戸町字下富田五三三の一	平成 一六・八・三	

社会福祉法人 柱久	北津軽郡鶴田町大字廻堰字東下	介護予防通所介護	湖濱荘デイサービスセンター	北津軽郡鶴田町大字廻堰字下桂	"
有限会社 ルーツ	北津軽郡中泊町大字今泉字神山	介護予防訪問介護	訪問介護ステーションやまなみ	北津軽郡中泊町大字今泉字神山	"
社会福祉法人 楽晴	三沢市大町二丁目六の二七	介護予防特定施設入居者生活介護	松園ケアラウンジ・スカイ	三沢市松園町二丁目七の一五	"

青森県告示第六百八十五号

漁業災害補償法（昭和三十九年法律第一百五十八号）第八十二条の規定により次の発起人が求めた次の区域及び区分に係る特定第二号漁業者の同意が同項に規定する要件に適合すると認められたので、同条第五項において準用する同法第一百五条の二第四項の規定により公示する。

平成十八年九月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

発起人の住所及び氏名（名称）	区域	区分
下北郡大間町大字奥戸字奥戸村二一〇の二 新井田 則 男	奥戸区域	総トン数十トン以上二十トン未満の漁船により行う漁業
下北郡大間町大字奥戸字向町七三 岩 瀬 則 行		

公 告

国有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七条の六の規定により公告する。

平成十八年九月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地の売却

所在地	地目	地積
十和田市西二番町二三の一	宅地	五〇四・九三平方メートル

二 予定価格

千三百五十万円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七条の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

十和田市西二番町二三の一

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目の一

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所
十和田市西十二番町二〇の二二

2 日時
青森県十和田合同庁舎 二階 A B 会議室

七 入札保証金及び契約保証金の額
平成十八年十月二十六日 午前十一時

八 契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

九 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。
十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十八年十月十九日午前十一時から、十和田市西二番町二二の一において現場説明を行う。

県有地の売却に係る一般競争入札

次のとおり一般競争入札により契約を締結するので、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第六十七條の六の規定により公告する。

平成十八年九月二十日

青森県知事 三 村 申 吾

一 一般競争入札に付する事項
次に掲げる土地の売却

所在地	地目	地積
八戸市根城六丁目二二の八	宅地	九〇二・三三三平方メートル

二 予定価格

三千四百六十八万円

三 入札に参加する者に必要な資格

地方自治法施行令第六十七條の四第一項及び第二項に規定する者に該当しない者であること。

四 売却する物件を示す場所

八戸市根城六丁目二二の八

五 売却する物件の地積測量図等の書面及び契約条項を示す場所

青森市長島一丁目一の一

青森県出納局経理課

六 入札及び開札の場所及び日時

1 場所

八戸市大字尻内町字鴨田七

青森県八戸合同庁舎 第一会議室

2 日時

平成十八年十月二十六日 午後二時

七 入札保証金及び契約保証金の額

契約金額（入札保証金にあつては、一般競争入札に参加する者の見積もる契約金額）の百分の五以上に相当する金額

八 契約書の取り交わしの時期

落札決定の日から七日以内

九 代金の納入期限

契約締結の日から三十日以内に全額納入とする。

十 その他

1 入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

2 物件については、平成十八年十月十九日午後一時三十分から、八戸市根城六丁目二二の八において現場説明を行う。

選挙管理委員会

青森県選挙管理委員会告示第七十六号

平成十八年九月二日現在における選挙権を有する者の総数の五十分の一の数及び三分の一の数（その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数）を、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第七十四條第五項並びにこれを準用する同法第七十五條第五項、第七十六條第四項、第八十條第四項、第八十一條第二項及び第八十六條第四項（地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和三十一年法律第六十二号）第八條第二項において準用する場合を含む。）の規定により次のとおり告示する。

平成十八年九月二十日

青森県選挙管理委員会委員長 川 村 能 人

- 一 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の五十分の一の数
二二、七四〇人
- 二 県議会議員及び県知事の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)
二六四、五〇〇人
- 三 県議会議員の各選挙区の選挙権を有する者の総数の三分の一の数(その総数が四十万を超える場合にあつては、その超える数に六分の一を乗じて得た数と四十万に三分の一を乗じて得た数とを合算して得た数)
 東津軽郡選挙区 八、五六二人
 西津軽郡選挙区 一七、八五三人
 南津軽郡選挙区 二五、九四三人
 北津軽郡選挙区 一六、七五四人
 上北郡選挙区 三〇、九八〇人

- 下北郡選挙区 一〇、一八九人
- 三戸郡選挙区 二四、二四九人
- 青森市選挙区 七九、三九八人
- 弘前市選挙区 五一、九〇五人
- 八戸市選挙区 六四、五六五人
- 黒石市選挙区 一〇、五〇八人
- 五所川原市選挙区 一三、三三五人
- 十和田市選挙区 一六、八三五人
- 三沢市選挙区 一一、三二六人
- むつ市選挙区 一三、二六八人

正

誤

こどもみらい課

平成一八・六三〇 第二六四七号	発行年月日 発行番号	区分 番号	ページ 一	段 下	行 後ろから 六	誤 重症心身障害児施設に係る	正 重症心身障害児施設並びに指定医療機関に係る
--------------------	---------------	----------	----------	--------	----------------	-------------------	----------------------------

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町二丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円一銭